慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法三八八〕 株主総会における着席位置と株主平等の原則 (高松高裁平成五年七月二〇日判決)
Sub Title	
Author	池島, 真策(Ikeshima, Shinsaku) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1999
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.72, No.2 (1999. 2) ,p.95- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19990228-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　三八八〕　株主総会における着席位置と株主平等の原則

（高松高裁平成五年七月二〇日判決
平四（ネ）一〇六号損害賠償請求公訴事件
判例時報一五〇一号一四八頁）

〔判示事項〕

原発反対派株主が喧騒をもって株主総会の議事進行を妨害するなどの恐れがあったことを理由として会社が従業員株主を株主席前方に着席させた措置は、株主総会の議事運営を円滑に進行させるためのやむを得ない方策であって、合理的な理由による株主間の差別的取扱いであり、会場設営に関する裁量権の濫用・逸脱はない。

〔参照条文〕商法二三七条ノ四

〔事実〕

Xらは、電力会社Yの原発反対派の株主であるが、株主総会の会場に開門と同時に入場したところ、会場内の最前列から第四列までの株主席には、既に別ルートで入場した約七〇名の従業員株主が着席していたため、第五列以降に着席せざるを得なかった。そこで、Xらは、Y社による株主平等原則に反する取扱いによって、精神的損害を被ったとして、不法行為を理由に各自（原審では六名、控訴審では二名）慰謝料一〇万円（控訴審では、開会前夜の宿泊料一〇〇〇円を損害として追加）を請求した。これに対し、Y社は、Xらを含む原発反対派株主が株主総会において議長の指揮命令に従わず、議長席に詰め寄ったりなどして議

事進行に支障を来す恐れがあったため、従業員株主に前方座席に着席するよう協力を求めたものであって違法ではないと反論した。

原判決（高松地判平成四年三月一六日）は、Y社が抱いていた総会の円滑な運営に対する危惧については適宜な警備の強化などによって対応できる面もあることが想定されるのに、Y社にはその配慮をした形跡がない上、議事進行の具体的な進行・終了状況に照らすと、従業員株主とそうでない株主らとの間の差別的取扱いには、その必要性・妥当性に疑問が残るとして、Y社の対応を否定的に評価した。しかし、Xらは第五列目ないし第七列目に着席し、随意に質問や動議の提出などをしており、指名等についてY社から差別的な取扱いを受けたり、その他株主権の行使に関して具体的不利益を受けたことを認めることができないとして、Y社の着席措置が適切を欠いたものであって、Xらの法的利益を侵害して不法行為を構成するほどのものとはいえないとして、本件慰謝料請求を棄却した。

本判決は、Y社は、従前多数の原発反対派から大声で抗議を受け、ときには深夜数時間にわたって社内ビルの一部を占拠され、機動隊の出動を要請せざるをえなかったことがあり、他の電力会社においても株主総会が原発反対派の反原発活動によって混乱したことがあり、本件総会前にも、反原発派株主からY社に対し一〇〇〇項目を超える原発関係の事前質問状が送付されるなど、本件総会についても反原発運動に利用する動きがみられたとの事実認定をもとに、以下のとおり判示して、Xらの控訴を棄却した。

〔判旨〕

一般に、株主総会の招集者は、各株主がその権利である質問や動議の提出を円滑にできるように、また、株主総会の議事が円滑に進行するように、会場の設営を行うべき責務があり、この目的のため、株主の受付・入場の方法や会場での株主の着席位置などを定める権限を有する。したがってこれら株主の会場設営に関する事項は、株主総会の招集者の裁量によって決定されることになるが、右目的に反して右裁量権を濫用し、あるいはこれを逸脱して、株主間において公平を失し、合理的な理由のない差別が生じた場合には、それは株主平等の原則に違反し、ときには違法性を帯びるものというべきである。

そこで、右見地に立って、本件をみるに、前記認定事項によれば、被控訴人は従前多数の原発反対派の者たちから大声で抗議を受け、ときには深夜の数時間にわたって社内ビルの一部を占拠され、機動隊の出動を要請せざるを得な

かったことがあり、また、他の電力会社においても、株主総会が原発反対派株主の反原発運動によって混乱したことがあり、本件総会前にも、原発反対派株主から被控訴人に対し一〇〇〇項目を超える原発関係の事前質問状が送付されるなど本件総会についても原発反対派株主による反原発運動に利用の動きがみられたのであるから、本件総会の運営について、原発反対派株主が喧騒をもって議事進行を妨害したり、あるいは、議長席や役員席を取り囲んだり、占拠されたりするおそれが十分予想されたものといわざるを得ない。

そうすると、被控訴人が、社員株主に対し事前に受け付け開始時刻を知らせ、右受付開始前に通用門から社員株主を前記別館に入れ、午前八時の受付開始と同時に本件総会会場に入場させて、株主席前方に着席させた措置は、株主総会議事運営を円滑に進行させるためのやむをえない方策であって、合理的な理由による株主間の差別的取扱であり、株主総会の会場設営に関する裁量権の濫用・逸脱はなかったものというべきである。しかも、被控訴人の右措置にかかわらず、被控訴人らは本件総会において、実際に質問ないし動議の提出をしており、その株主権の行使につき実質的な不利益を受けていなかったというべきである。

〔研究〕

一　本件は、会社が社員株主を優先的に株主総会会場の前方に着席させたことが、株主平等の原則に違反し、不法行為にあたるとして、会社に対し慰謝料の支払いを求めた事件である。いわゆる四国電力事件である。本判決は、株主の権利行使に関しては具体的に不利益を被ってはいないとして、Xら（控訴人）の控訴を棄却した。このような問題に関する判例がなく、はじめて判示したものである。

二　不法行為の成立には、権利侵害ないし利益の侵害が必要である（森島昭夫『不法行為法講義』一頁）。そこで、まず、権利の侵害についての点であるが、出席株主はどの席にも自由に着席できるのであり、株主は誰であれ、他の株主を排除して特定の座席を確保する権利はない（三枝一雄「社員株主による株主総会会場前方席の先占と株主平等の原則」金融・商事判例九〇四号三二頁。同旨、末永敏和「株主平等原則」法学教室一七二号二四頁）、と考えられる。株主は自己の株主権行使の場として、株主総会に出席し当然に自己の権利を行使できるが、会場の特定の席を確保する権利までは認められがたい。それ故、次の検討事項としては利益の侵害という点になる。

三　この点について、控訴人は、以下のように主張した。

すなわち「被控訴人の（右）入場開始時刻の通知、入場入口、待機場所、受付時間に関する一般株主と社員株主との差別的取扱は、控訴人らが従前から主張している総会会場内での着席位置に関する差別的取扱とあいまって、株主平等の原則に抵触し、不法行為を構成する」としている。

そこで、まず総会の設営者の権限について検討する。この点について原審（高松地判平成四年三月一六日）では、「株主総会の会場の設営や議事進行等にあたる者は、各株主がその権利である発問や動議の提出を円滑にできるように、会場の設営等も含めた配慮によってこれを行うべき責務があり、この目的のために着席位置等を定める権限を有するものというべきである」、としている。本件控訴審では、「株主総会の招集者は、各株主がその権利である発問や動議の提出を円滑にできるように、また、株主総会の議事が円滑に進行するように、会場の設営を行うべき責務があり、この目的のため、株主の受付・入場の方法や会場内での株主の着席位置等を定める権限を有する」、としている。原審及び控訴審は、設営者に広く設営権限をもたせている。

株主総会は、取締役会がその招集を決定するのが原則である（商二三一条）。そして、取締役会が総会開催の日時・場所・議題などを決定し、会日の二週間前までに、会議の目的たる事項を記載した招集通知を発することになる。これに沿って、通常会社が株主総会の設営を行うことになるが、いかなる範囲の設営権限をもつのかが問題となる。つまり、その設営権限の中に、株主の着席位置の指定権限が含まれるかということである。学説は、実効性や公平な取扱いの点で問題が残るということより、会社が株主の着席位置を指定することはできないという説がある（吉田昂「質疑応答・一株運動と株主総会の運営」商事法務五七六号四頁）。また、会社側に着席位置の指定権限はなく、出席株主は原則としてどの席にも自由に着席できるとした上で、株主には株主総会の座席を自由に選択しうる利益がある、という説もある（末永敏和「四国電力事件最高裁判決の検討」商事法務一四四三号五頁、同「株主総会での着席位置と株主平等原則」法律時報六九巻八号五七頁）。

反対に、会社に都合の良い決議の招来を策するような積極的なものであってはならないとしながらも、一般株主に対してその正当な権利行使を可能にする限り会社のやり方を非難することはできない、という見解がある（鈴木竹雄「株主総会の設営と株主平等の原則」商事法務一二八九号三頁）。更に、多数株主の会場での入場開始とともに予期

しない混乱に備えて、会議開始前からも会社側では、株主の着席についての誘導、整理などを含めて適切な措置をとる必要があり、その趣旨において、株主の着席位置等を定める権限が認められる、という説もある（加美和照「会社が従業員株主らを他の株主よりも先に株主総会の会場に入場させたことにより株主が希望する席に座る機会を失ったとしても右株主の法的利益が侵害されたということはできないとされた事例」判例時報一六一二号二一四頁）。また、役員の身体的安全を保護するなどの合理的な範囲では、会社に裁量権が認められるとする見解もある（弥永真生「一株運動と会社法」ジュリスト一〇五〇号一一〇～一一一頁）。この他にも、株主総会に限らず、およそ多数の者からなる会議をスムーズに進行させようとする以上、会議の主催者に一定の会議体運営上の裁量権が与えられのは当然であるとした上で、個々の総会の状況に応じた臨機の措置は可能でなければならないとする説もある（上村達男「総会会場前の社員株主の前方着席と不法行為」ジュリスト一一三号九七～九八頁）。

会社の規模や株主数により、設営の方法などは異なる。株主の規模が多ければ、総会がより円滑に進められるよう入場方法や着席位置などの適切な措置が図られる必要がある。勿論、わずかな株主しかいない会社には、設営の必要性がないというのではなく、およそ会議体というものを開く以上、その会議体の議事が円滑に進行するように会場の設営を行うべきあり、その範囲で会場設営者に裁量権を認める必要性がある。より多数の構成員を有している場合には、よりスムーズになるよう秩序をもたせることになるが、いわゆる「荒れる総会」に関しては、出席株主の持込品検査ないし制限をする必要もあろう（森本滋「二三七条ノ四」上柳・鴻・竹内編『新版注釈会社法(5)　株式会社の機関(1)』一六六～一六七頁参照）。更には、株主の着席位置を指定する必要性は当然あろう。多数株主の会場での入場開始とともに予期しない混乱に備えて、会議開始前からも会社側では、株主の着席についての誘導、整理などを含めて適切な措置をとる必要があり、その趣旨において、株主の着席位置等を定める権限が認められるべきである（加美和照・前掲・判例時報一六一二号二一四頁）。仮に株主は株主総会の座席を自由に選択しうるといっても、株主総会における議事の進行の円滑化あるいは総会の混乱防止という目的が優先されるのではないだろうか（あるいは、座席選択の自由が制限される）。このように会場設営者には、一定の設営権限をもつことになろう。

しかし、会場設営者が議事進行という目的のために一定の設営権限をもつとしても、はたして本件のような方法が適切であったかということが問題となる。原審では、被告が社員株主とそうでない株主らとの間に行った本件差別的取扱いには、その必要性、妥当性に疑問が残るといわざるをえない、としている。また、控訴審では、本件の総会運営について、あらかじめ混乱することが十分予測されたものであるから、本件のような差別的な取扱いは株主総会の議事運営を円滑に進行させるためのやむを得ない方策であって、合理的な理由による株主間の差別的取扱いであり、株主総会の会場設営に関する裁量権の濫用・逸脱はなかった、としている（この判断に賛成なものとして、北沢正啓『会社法（第四版）』三一六頁）。更に、最高裁（平成八年一一月一二日判決）では、「株主総会の議事進行の妨害等の事態が発生するおそれがあると考えたことについては、やむを得ない面もあったということができるが、そのおそれのあることをもって、被上告会社が従業員株主らを他の株主よりも先に会場に入場させて株主席の前方に着席させる措置をとることの合理的な理由に当たるものと解することはできず、被上告会社の右措置は、適切なものではなかったといわざるを得ない」、としている。控訴審のみ、合理的な理由による株主間の差別的取扱いであり、株主総会の会場設営に関する裁量権の濫用・逸脱はなかったとしているが、果たしてそのように考えられるだろうか。

確かに、以前より多数の原発反対派の者による抗議行動や本件総会に対して非常に多くの事前質問状が送付されてきたり、他の電力会社の株主総会でも混乱したという経緯などからすれば、本件総会においても、原発反対派株主が喧騒をもって議事進行を妨害したり、あるいは、議長席や役員席を取り囲んだり、占拠されたりする恐れが十分予測できたかもしれない。だが、そのような場合には、役員側の席と株主の席との距離を置くあるいは段差を設ける、会場にあらかじめガードマンや、場合によっては警察力によって会場内の秩序をもたせておく必要があり得よう。本件ばかりでなく、多くの会社でも行われていることであろうが、株主総会開会前に社員株主に対して株主側の席の前方に着席させ、役員や議長に対して心理的・物理的圧迫を防がしている。しかし、株主総会が混乱する恐れがある場合でも、物理的な圧迫に対しては会場の設営方法の工夫（例えばロープを張るなど）、さらにはガードマンや警察力によって防ぐべきだし、くじ引き等一定の合理的な基準をもった方法による着席位置の決定などという措置を講じるな

どして、より株主間の公平性を保つ努力をすべきである。本件では、やむを得ない方策であるというが、社員株主を使用しなくても、議事進行や混乱の防止という目的達成は代替的な措置により、はかれるのではないか。また、株主総会の最中には、議長の議事整理権・秩序維持権・退場命令などの権限（二三七条ノ四）を行使すればよい。

従業員として会社役員の指揮命令下にある社員株主に対する議事進行の要請、例えば、社員株主に対し総会での議長の発言に対しては一斉に拍手をし、賛成の声を発する等の行為は、他の一般株主の発言を事実上押さえる役割を果たすことになり、その株主としての自由な質問、動議の提出、議決権の行使など株主としての自由な権利行使を妨げ、会社に同調するよう事実上強制するものであり、取締役などの説明義務違反（商法二三七条ノ三）、決議方法の法令違反ないし著しい不公正（商法二四七条一項）の問題をも引き起こしかねないともいえる（三枝一雄「社員株主による株主総会会場前方席の先占と株主平等の原則」金融・商事判例九〇四号三四頁）。判例においても、暴行強迫をもって株主の発言又は議決権の行為を妨げて決議を成立させた場合は決議の方法が著しく不公正な場合にあたる（大決昭和四年一二月一六日）としているものがある（上柳・鴻・竹内編『新版注釈会社法(5)　株式会社の機関(1)』三二二頁）。それ故、会社は株主に対してより公平な取扱いをすると共に、株主として自由な権利行使を妨げないようにしなければならない。

以上の点から、各株主がその権利である発問や動議の提出を円滑にできるよう、会社に株主総会の設営権限を認めるとしても、合理的な理由の下に適切な設営権限を行使しなければならないと考える。すなわち、会社の都合の良い決議の招来を策する為に行うのではなく、各株主がその権利である発問や動議の提出を円滑にできるようにするために設営権限を行使しなければならない。しかし、本件のように「発問や動議の提出を円滑にできるようにするために」という大義名分により、「同じ」株主なのに不平等に扱われてしまう。それ故、その目的のために株主を差別的取扱いをするときには、「同じ」株主として公平に取り扱うために、機会の均等という点も考慮されなければならない。その上での差別的取扱いであるならば、設営者の裁量の範囲と考える。本件の場合は、各株主がその権利である発問や動議の提出を円滑にできるようにするためという目的があったが、「同じ」株主として公平に取り扱うための「機会の均等」という点を考慮した等といったような合理

的な基準による座席指定というものではない。それ故、設営方法の適切性という観点より問題があるといえよう。

四　このように、会社側の株主に対する扱いという点において適切性という観点がかけているが、その不平等な取扱いにより、その株主らは実際に自己の権利を行使できず、不利益を被ったかをみてみる。

控訴審によれば、控訴人らを含む原発反対派株主らは多数回、議長から指名を受け、原発反対の立場から質問したり動議を提出するなどした」としている。このことから、控訴人に対しての不平等な取扱により、議長の指名が受けられなかった、あるいは質問や動議の提出ができなかったという実質的な不利益を受けていなかったというべきであり、不法行為は成立しないであろう。それ故、結論としては、本件判旨に賛成である。

池島　真策